



公示送達書		
		筑税告示第2号 令和8年7月23日
下記の書類は、当県税事務所に保管しており、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。		
茨城県筑西県税事務所長		
送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類を特定するために必要な情報	備考
HOSSEN MD ZIARAT	国税徴収法第54条に基づく書類	
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。		